令和２年４月１３日

日高村契約規則の改正について

　標記の件について、地域の建設業を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いていることを鑑み、低価格受注による工事目的物の品質低下や下請け業者・建設労働者へのしわ寄せを未然に防ぐため、地域の基幹産業である建設業が持続的に発展することができるよう、規則第１４条　「最低制限価格の設定の範囲」を下記のとおり改訂し、令和２年４月１３日より施行したので、お知らせを致します。

記

（最低制限価格の設定の範囲）

第１４条　施行令第１６７条の１０第２項の規定により最低制限価格を設ける場合には、予定価格の**１０分の７から１０分の９**までの範囲とするものとする。

２　前項の最低制限価格は、予定価格調書に明記するものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を

（最低制限価格の設定の範囲）

第１４条　施行令第１６７条の１０第２項の規定により最低制限価格を設ける場合には、予定価格の**１０分の7.5から１０分の9.2**までの範囲とするものとする。

２　前項の最低制限価格は、予定価格調書に明記するものとする。

に変更をします。